

第19回熊本地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時等

1 日 時 平成21年3月5日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場 所 熊本地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 石井浩, 小林正明, 崎坂誠司, 杉山幸宏, 園田征次, 高木絹子, 高宗みさ子, 立石邦子, 浜岸和洋, 古島幹雄, 山本理(五十音順)

(列席者) 民事2部総括裁判官, 事務局長, 民事首席書記官, 事務局次長

(庶務) 総務課長(書記)

第2 議事概要

1 開 会

2 熊本地方裁判所長あいさつ

3 委員長の選任

(1) 委員長に小林委員(熊本地方裁判所長)を選出した。

(2) 委員長は, 委員長に事故があるときの代理者として石井委員(裁判官委員)を指名した。

4 意見交換

意見交換に先立ち, 民事2部総括裁判官が労働審判制度について, 民事首席書記官が制度開始から現在に至るまでの労働審判事件数の推移等について, 各説明した後, 実際に労働審判事件に関与している労働審判員2名から, これまでの経験や感想, 意見等について講話した。

主な意見は次のとおり。

地裁委員: 労働審判制度に対する評価は高いと聞いていますが, 一方で, 労働審判事件において, 労働審判員が実際に発言している場面は少ないとも聞いています。今回の説明を受けて, 事前評議がなされている事実等を知ることができましたが, その中で, 労働審判員の発言はどの程度反映されているのですか。

労働審判員： 当事者間で事前によく話し合っただけであれば、労働審判事件を起こす必要性もないようなケースも多いことから、自分の経験に基づく意見も含め、事前評議の場を活かしてアクティブに意見を述べています。

労働審判員： 事件に臨む際の心構えとして、提出されている申立書や答弁書をよく読み込み、発言するようにしています。

裁判所： 事件の開始前に評議を行いますが、途中でも必要があればその都度評議を行っています。労働審判委員会の意思統一がなされないまま事件を進行させることはありません。

法律の規定上、実際に質問等を行うのは裁判官であっても、必ず労働審判員に対して質問の有無を確認しています。場合により当事者側から見れば、裁判官1人がやっているように映るのかもしれませんが、そのようなことはありません。むしろ、労使問題の専門家である労働審判員のアドバイスなしには労働審判事件は進行できないと思っています。労働審判委員会の意思統一に関しては、信頼していただきたいと思います。

地裁委員： 十分なキャリアを持つ労働審判員の意見がどこまで反映されているのか、当事者側からは十分には見えないことが問題ではないのですか。今述べられたことが、事件当事者側にも伝わると、よりよい手続になると思われそうです。

地裁委員： 事件処理の中で当事者間で話し合いがまとまらなかった場合、たとえば法テラス等を紹介することはないのですか。

裁判所： 特に法テラスを紹介することなどは行っていません。むしろ、法テラスから労働審判制度を紹介されて申立てをされるケースが一般的です。

地裁委員： 本人が申立てた場合でも、資力がない等の理由で、訴訟の維持が

困難な場合も多いと思われませんが、法テラスのチラシを置くなどして、その存在を知らせる必要があるのではないですか。

裁判所： 今後、検討したいと思います。

労働基準局等では、労働審判制度は「本人が簡単に申立てできる」と指導されているようですが、実際には弁護士に依頼した方が良いケースが多いのも実情です。

裁判所： 実際には、本人が申立てるケースもよくありますが、進行が困難な場合が多いようです。労働審判制度は、原則として3回以内の期日で審理を終結しなければならず、本人のみでは十分対応できないケースもありますし、双方とも代理人がついた方がよいと思われるケースもあります。

地裁委員： 熊本の労働審判事件の調停成立率は、全国的に見て低いと思われまます。県民気質もあって和解が成立しにくい土地柄であるとの風評もありますが、裁判所としては、実際にはどのように受けとめているのですか。

裁判所： 調停成立率が低い原因については、不明ですが、印象としては代理人の活動如何で事件の流れが異なってくると思っています。

労働審判制度は、申立てから40日以内に第1回期日が指定されますが、この際、通常の訴訟手続のように抗弁を「追って」とすることはできませんし、また、会社代表者や労務担当者と十分に協議した上で事案を確認して、第1回期日に臨まなければなりません。しかし、当事者の都合により十分な準備ができず第3回期日でようやく代表者を出頭させたケースもあれば、十分な準備を行って第1回で調停が成立したケースもあり、事件によってケースバイケースとなっています。

裁判所： 労働審判法第24条審判（事案の性質に照らし労働審判手続で行

うことが不適當として終了)をしたケースとしては、懲戒解雇の無効を争った事案で、解雇事由が複数有り、それに対して複数の証人がいて3回の期日では事情聴取できないと判断したケース、労使交渉が進まず、組合の代表者が代表で申し立ててきたために「個別」労働関係とは言えなかったケース等がありました。いずれにしても、労働審判で進行させることが適切かどうか評議を行い、その上で双方の納得を得て訴訟へ移行させています。

調停成立率がなぜ低いかは不明ですが、本人訴訟率が高いことも原因ではないかと思えます。また、代理人がついた場合であっても、申立てにあたって、労働審判事件としてふさわしいかどうか、十分な見極めがなされているかが問題ではないかとも思われます。

裁判所： 労働審判事件は、もともとの事件数が少なく、1件の不成立につき全体割合に与える影響が大きいこと、また、事件の特殊性もあると思われます。

地裁委員： 労働審判事件につき、以前は一般調停事件で行われていたことですが、それからすると労働審判事件として労働問題の専門家に関与してもらえるのは良いことだと思います。

ただし、労働審判事件の提起に当たり、特に少人数の会社等においては、今後、労使間でしこりを残すことにもなることも考えられることから躊躇するようなケースもあるのではないのでしょうか。

労働審判員： 心のわだかまりを取り除くことは困難です。ただ、多くの申立人は、金銭的解決を望んでおり、吹っ切れた状態で臨むケースが多いと思われます。本人が雇用の継続を臨むのであれば優先されるべきとは考えていますが、難しいところはあります。

裁判所： 制度が開始されるにあたって予想されたよりも、申立事件数があまり伸びていないとの言い方をされる場合がありますが、この制度

ができたからこそ、裁判所に持ち込まれたケースも多数あると思われます。やはり、訴訟を起こすとなれば、かなりの負担を覚悟しなければならないと思われまますし、そう考えれば、労働審判制度は一定の役割を果たしていると言えます。

地裁委員： 労働審判事件に関与する弁護士は、まだまだ少ないのが現状ですが、弁護士会内でも、もう少し労働審判制度に対する情報の広がりがあってもよいと思わます。

地裁委員： この委員会で取り上げられる前までは、労働審判制度自体を全く知りませんでした。以前、知人から労働問題を相談されたことがありましたが、当時この制度を知っていれば紹介したかったと考えています。

裁判所： 裁判員制度が導入されるにつき、裁判員の守秘義務がよく取り上げられていますが、労働審判員としての守秘義務について、どの程度負担を感じられていますか。

労働審判員： 私はもともと人事データを扱う部署で働いていた関係もあり、守秘義務については、仕事上当然のことだと思っており、特に負担等はありません。

労働審判員： 守秘義務につき、私も全く負担に感じていません。義務と言うと重たい感じがしますが、単に他言無用との解釈でいると負担感はありません。

5 次回のテーマ

裁判員制度について

6 次回開催期日

平成21年7月1日(水)午後1時30分